

【八坂神社文書】 二二七八

祈念之卷數一合并護・牛玉贈給候。目出度頂戴候。彌無由斷懇祈肝要候。委細隠岐新左衛門尉可申候。恐々謹言。

五月七日 義元 在判

寶壽院

【總持寺文書】 鳳至郡 二二七九

就祝儀預芳問候。先以祝着候。特繪一對蒲荷送給候。喜悅之至候。尙々態示給候。本望不少。委細者使僧可被申候。恐々謹言。

十二月十九日 義元 在判

總持寺

【總持寺文書】 二二八〇

彼之寺中よりの被申事、委曲承候。如御存知諸事今者まんしやく仕候事。後々事者更以不可有等閑候。委細者、猶以面申上候。よく御心得候て可被仰候。旁御下國

候時、猶以可申承候。恐々謹言。

六月廿日 義元 在判

興德寺 窓下 義元

【永光寺文書】 鹿島郡 二二八一

爲年始祈禱、御卷數送給候。目出令頂戴候。殊貳百疋到來候。本望候。猶々御懇祈簡要候。恐々謹言。

三月十四日 義元 在判

永光寺

【天野文書】 二二八二

六月廿六日書狀、七月朔日到来、巨細意得候。五十嵐以登山申合候。可然候。就其行、子細ども條々申候。第一に、

一、齋藤新五郎うち取事。

一、本城ニ火かけ、可然者うちとり可城破事。

一、此外は肝要ニあらず候。雖然兩條ならざるにいたり

ては、菟も角も候。

一、五十嵐親之事申候、尤候。成其意得候。

一、在所之事者、今所をさし候ては不申付候。其子細者忠節にも重々あるべし。於太忠者可然所を可申付候。又少忠ニ者一所をも可申付候間、今者一所申付候と計狀書候、成其意得候て心え分候様ニ可申付候。

一、只今五十嵐かたへ狀遣候。

一、あい四郎兵衛申事、意得候。これも可爲忠節次第候。人數計者不入候。一身にても忠節かん用候、かどある可致忠節候者狀遣候。今之申事ばかりにては、先意得可申遣候。猶々何も意得可申候。五十嵐事者、一かど候ほどに狀をつかはし候。

一、よく分別して可申付候。五十嵐一人に在所の申事候哉、又罷出候惣衆へ申事候哉。左様之義委曲可申下候。返々忠にも重々あるべく候間、今所の名をさしては不申付候。

一、能州之儀申越候。委細意得候。彌聞合可申候。謹言。

七月十三日 義元 在判

天野二郎左衛門尉殿

【天野文書】 二二八三

在所等之儀可申子細候。和田彦五郎可召具候。急度用之子細候。明日晝以前ニ早々可出津候。一夜歸成覺悟可罷出候。堪忍等於迷惑者可申付候。謹言。

七月十八日 義元 在判

天野次郎左衛門尉殿

(文中の出津とは、畠山義元の住地たる府中の津に出づるの意なるべし。)

【天野文書】 二二八四

和田彦五郎申付出津、可然喜悅候。殊於此方之儀、種々加異見申付候由、尤以可然候。加言可召使候。連々其意得簡要候。久藏主近日爲計儀上候。來春者必可有一途候。涯分堪忍專一候。各參會之時者可申候。調法次第